支援 制 者 1/ 度 No. 仕|組|み

補装具の利用者負担制度 がはじまります

円となります。 う場合、 負担の上限額は、 10月1日から補装具の購入又は修理を行 費用の1割が利用者負担となり、 1か月間に37、200

の世帯の場合、補装具の費用は全額利用者 負担となります。 得割の最多納税者の納税額が、50万円以上 なお、本人又は世帯員のうち、住民税所

低所得者ー及び低所得者との人について 利用者負担分を 障

低

町が負担します。 ※低所得2とは、住民税非課税世帯で、 ※低所得ーとは、住民税非課税世帯で、 は、激変緩和措置として、 害者本人の年収が8万円以下の世帯 所得1以外の世帯

一般 37,200円 市町村民税非課税世帯 低所得2 24,600円 低所得1 15,000円 生活保護 0円

補装具費利用者負担の支払

①町へ補装具支給申請をする

②町から交付される補装具交付券を補装具 製作業者に提示する

④代理受領分支払請求書(兼代理受領に対 ③補装具購入(修理)費の利用者負担分を 支払う

定率負担(1割)

(補装具価格に応じ)

は残り9割を町に請求 する委任状)を補装具製作業者に提出 、※この書類に基づき、 補装具製作業者

負 担

額

装 具 価 補

②対象保育所

物・備品等は事業者へ無償譲渡

民設民営方式(土地を事業者へ無償貸与、

建

所在地=上三川町大字東蓼沼632番地2

定員=60名

保育所の名称=町立蓼沼保育所

①民営化の手法

保育所の民営化を実施します。

運営する法

町は、

保育需要に柔軟に対応するため、

町

 $\overline{\Box}$

(事業者) を次のとおり募集します。

月額負担上限 (所得に応じ)

③応募資格 き設立された社会福祉法人又は、 上三川町内で社会福祉法第22条の規定に基づ 移管時期(事業者による事業開始の時期) でに社会福祉法人を取得可能なもの。 同法により

④移管の時期

⑤募集要項等説明会 **▼日時** ■ 8 月 21 日 月 平成19年4月1日日

▶場所―上三川町庁舎3階中会議室

午後1時30分から

⑥募集要項等配布期間・場所

⑦申込書受付期間 8月7日用~8月3日休

8月22日火~9月5日火

保育所の民営化に係 受諾法人